平成25年度第2回随時監察(モニタリング調査)の結果について

1 監察対象所属及び監察対象事項

- (1) 次の5所属については、平成25年度第1回随時監察(モニタリング調査)と同じく、「物品購入手続」、「公用車使用手続」、「私有車の公務使用手続」及び「超過勤務手続」を監察対象事項とした。
 - 東部農林水産局〈徳島庁舎〉
 - 東部農林水産局〈吉野川庁舎〉
 - ・ 横断道・幹線道路用地推進センター
 - 中央病院
 - 三好病院
- (2) また, 第1回随時監察対象所属(13所属)のうち, 改善指摘を行った次の9所属について, 指摘事項が改善され, 適正に事務処理手続が行われているかを確認するため, その指摘事項について再度監察を行った。

[指摘事項]

- 東部県土整備局〈徳島庁舎〉・・・・・・・・・13
- ▶ 東部県土整備局〈吉野川庁舎〉・・・・・・・・・①③
- 南部総合県民局産業交流部〈美波庁舎〉・・・①
- 南部総合県民局産業交流部〈阿南庁舎〉・・・③
- 南部総合県民局県土整備部〈美波庁舎〉・・・③
- 西部総合県民局農林水産部〈美馬庁舎〉···①②
- 西部総合県民局農林水産部〈三好庁舎〉・・・①
- 西部総合県民局県土整備部〈三好庁舎〉・・・③
- 海部病院········· 1
- ※上記[指摘事項]は、第1回随時監察において改善指摘を行った事項を示しており、 ①は「物品購入手続」、②は「公用車使用手続」、③は「私有車の公務使用手続」である。

2 監察対象期間

平成25年9月1日から同年11月30日まで

3 監察実施期間

平成25年12月13日から平成26年1月7日まで

4 監察結果

(1) 前記1(1)の監察対象所属(5所属)の監察結果は、次のとおりである。

①物品購入手続

物品購入手続については、「物品購入改善マニュアル」に沿って適正な運用が行われているかとの観点から調査を行った。

その結果,入札案件の審査等を行う「物品購入業者選定委員会」は全 ての所属で開催されており、物品購入に係る事前審査及び事後審査は適 正に行われていた。

また、第1回随時監察の結果を受け、平成25年8月26日に改定された「物品購入改善マニュアル」に基づく事務処理手続についても適正に行われていた。

②公用車使用手続

公用車使用手続については、使用状況をより的確に把握するために平成24年2月1日に改定された「県有車両使用簿」が適正に記載されているかとの観点から、監察対象所属が管理している公用車の中から、所属毎に1台を抽出して調査を行った。

その結果、「県有車両使用簿」の記載は、概ね適正に行われていたが、 1所属(中央病院)において、「走行キロ数」欄に、走行した距離を記載すべきところ、誤って累計走行距離を記載していた。

③私有車の公務使用手続

私有車の公務使用手続については、私有車運転登録の申請や変更が適 正に行われているか、また、私有車運転許可の基準等が守られているか との観点から調査を行った。

その結果、全ての所属において、私有車の公務使用に係る登録申請については適正に行われていた。

なお、1所属(東部農林水産局〈徳島庁舎〉)において、職員の運転 免許証の有効期限の確認は適正に行われているものの、「私有車運転者 登録名簿」の運転免許有効期限欄が免許更新後の日付に訂正できていな いものが1名見られた。

また、全ての所属において、県の「私有車の公務使用に関する要綱」 等に定められた私有車運転許可の基準や、自宅発着に係る出張許可の基 準は満たしており、用務先における具体的な業務内容についても確認が 行われていた。

4)超過勤務手続

超過勤務手続については、事前に超過勤務の予定時間や具体的な業務内容の報告ができているか、また、事後の実績報告ができているかとの観点から調査を行った。

その結果, 急な用務の発生により事前報告ができなかった場合などを 除き, 各所属において事前及び事後の報告が行われていた。 (2) また、1(2)の第1回随時監察で指摘を行った9所属についての今回の監察結果であるが、それぞれ前回指摘した事項は改善され、事務処理手続は適正になされていた。

5 意見

以上の監察結果を踏まえ、今回の監察対象所属のみならず、監察対象以外の各所属においても、次の事項について留意し、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 物品購入手続については、物品購入改善マニュアルに基づき適正な事務 処理手続が行われていたが、各所属においても職場内研修等を通じて、適 正な事務処理手続が行われるよう徹底させていく必要がある。
- (2) 公用車使用手続については、「県有車両使用簿」への記載方法が1所属において職員に徹底されていなかったことから、各所属において記載不備がないか再確認する必要がある。

また、決裁権者等においては、決裁時に記載内容の確認を徹底し、不備がある場合には、その都度指導し、修正させる必要がある。

(3) 私有車の公務使用手続については、「私有車運転者登録名簿」の運転免許有効期限欄が免許更新後の日付に訂正されていないものが1所属において見受けられたが、私有車運転登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに私有車運転登録事項変更届が提出されるよう、職員に周知徹底する必要がある。

また、決裁権者等においては、引き続き、私有車運転許可の基準等を遵守させるとともに、用務先における具体的な業務内容等の確認を徹底する必要がある。

(4) 超過勤務手続については、概ね適正に行われていたが、引き続き、事前 及び事後の報告の徹底を図るとともに、決裁権者等による超過勤務の内容 や必要性等の確認をしっかりと行っていく必要がある。